

## 令和2年度 前期 ビジネス・キャリア検定試験

## 企業法務・総務分野

## 2級 企業法務（組織法務）

## 試験問題

(19ページ)

1. 試験時間 110分
2. 注意事項
  - (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
  - (2) 試験問題は、40題あります。
  - (3) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。  
(配点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点  
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
  - (4) 関係法令、会計基準、JIS等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和2年5月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
  - (5) マークシート（解答用紙）には、①試験区分名、②氏名、③座席番号、④受験番号、⑤生年月日を正確に記入してください。  
なお、受験番号の最後の桁は、アルファベットですので、数字と間違えないように注意してください。
  - (6) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆又はシャープペンシルのいずれかで、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。  
なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
  - (7) マークシートには、所定の事項以外は絶対に書き込まないでください。  
なお、計算等が必要な場合は、問題用紙の余白又は裏面を使用してください。
  - (8) マークシートにはア～オまでマークする欄があります。問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
  - (9) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
  - (10) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
  - (11) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。  
なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
  - (12) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
  - (13) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。  
なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
  - (14) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令等は略称で記載されています。

- ・金融商品取引法 → 金商法
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・不正競争防止法 → 不競法
- ・公正取引委員会 → 公取委
- ・公正取引委員会規則 → 公取委規則
- ・下請代金支払遅延等防止法 → 下請法

問題1 企業犯罪とコンプライアンスに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社の従業員が取締役の指示に基づいて有価証券報告書の重要事項に虚偽記載を行った場合、当該株式会社が金商法の規定に基づいて処罰されることはない。
- イ. 株式会社が不当な取引制限を行った場合であっても、独禁法の規定に基づいて課徴金が減免されることがある。
- ウ. 株式会社が内部の不正行為について通報制度を設置することを怠った場合、公益通報者保護法の規定に基づいて処罰されることがある。
- エ. 株式会社が当該株式会社の発行することができる株式総数を超えて株式を発行した場合、その行為をした取締役が会社法の規定に基づいて処罰されることはない。
- オ. 自社の外国との国際取引に係る許認可を不正に取得する目的で、株式会社の取締役が当該外国での許認可権限を有する外国公務員に対し金銭の供与を行った場合、当該株式会社が不競法の規定に基づいて処罰されることはない。

問題2 独禁法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 公取委の排除措置命令に係る抗告訴訟の第一審の管轄は、東京地方裁判所にある。
- イ. 公取委の排除措置命令に係る抗告訴訟の第一審は、別段の決定がなされない限り3名の裁判官による合議体で審理及び裁判を行う。
- ウ. 公取委は、独禁法の規定による排除措置命令をしようとするときであっても、当該排除措置命令の名宛人となるべき者に対して、意見聴取を行わないことができる。
- エ. 公取委による排除措置命令の名宛人となるべき者は、意見聴取手続にあたり、代理人を選任することができる。
- オ. 公取委は、排除措置命令に係る議決をするときは、公取委が事件ごとに指定する職員から提出された調書及び報告書を十分に参酌しなければならない。

問題3 不競法上の営業秘密に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 営業秘密が不競法上の「秘密として管理されている」といえるためには、当該営業秘密を保有する事業者が管理していることを主観的に認識していれば足る。
- イ. 過去に失敗した実験データが、不競法上の営業秘密として保護されることはない。
- ウ. 営業秘密の保有者以外の者が当該営業秘密に係る情報を知っていたとしても、営業秘密が「公然と知られていない」状態にあるといえる場合がある。
- エ. 営業秘密の不正使用行為に対する不競法上の損害賠償請求権が消滅した場合において、不正使用行為が民法上の不法行為に該当するときであっても、民法に基づいて損害賠償請求することはできない。
- オ. 営業秘密の不正使用行為に対する不競法上の損害賠償請求の範囲は、不競法上の差止請求権が時効により消滅するまでの使用による損害に限定されるものではない。

問題4 製造物責任法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 甲氏は、A社製造の石油ファンヒーターを購入して使用していたところ、当該石油ファンヒーターが突然発火して全治6ヵ月の火傷を負った。甲氏が当該石油ファンヒーターを購入してから10年が経過していた場合、甲氏は製造物責任法に基づく損害賠償請求権を行使できない。
- イ. 甲氏は、A社経営のイタリアンレストランにおいて、B社が製造した瓶詰めオリーブを食した後、ボツリヌス中毒にかかった。その後、この瓶には、その開封前からボツリヌス毒素が存在していたことが判明した。この場合、当該瓶詰めオリーブは、製造物責任法上の「製造物」に該当する。
- ウ. 甲氏は、A社ブランドが表示されたB社製造のパソコンを購入したところ、バッテリーの欠陥が原因となってパソコンから出火したが、すぐに消火したため、パソコンを焼失しただけで、他に損害は発生しなかった。この場合、甲氏は、A社及びB社の双方に対して、製造物責任法に基づく責任を問うことはできない。
- エ. 甲氏は、米国A社製造の冷蔵庫を、国内の輸入販売業者B社から購入し、取扱説明書に従って使用したところ、部品の欠陥により冷蔵庫から突然発火し、甲氏は火傷を負った。この場合、甲氏は、A社及びB社の双方に対して、製造物責任法に基づく責任を問うことができる。
- オ. 甲氏は、家電量販店A社からB社製造のエアコンを購入して、自宅の仕事部屋に設置したが、エアコンの温度調節機能に欠陥があり、設定温度のおり温度が下がらなかったため、仕事の能率が上がらず納品が遅れた。この場合、甲氏は、B社に対して、製造物責任法に基づく責任を問うことができる。

問題5 親事業者が下請事業者に対して製造委託をする場合における下請法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

なお、下記いずれの記述においても親事業者及び下請事業者は、下請法が適用されるための要件を満たしているものとする。

- ア. 親事業者は、下請業務の完了時まで、いわゆる3条書面を交付しなければならない。
- イ. いわゆる3条書面には、原則として、下請代金の支払期日が定められていなければならない。
- ウ. 下請事業者の給付等一定の事項について記載し又は記録した書面又は電磁的記録を、当該事項の記載又は記録が終わった日から一定期間保存しなければならない。
- エ. 親事業者が支払期日までに下請事業者に支払をしない場合、親事業者は下請法の定めに従い、公取委規則で定める料率による遅延利息の支払義務を負うことがある。
- オ. 公取委は、親事業者又は下請事業者に対する書面調査を実施し、立入検査を実施することがある。

問題6 株式会社の機関設計に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. ある株式会社の取締役は、在任中その子会社の社外取締役となることができない。
- B. 公開会社とは、その発行する全部の株式について定款で譲渡制限を定めていない株式会社をいい、その発行する株式の一部について譲渡制限を定めている場合は、会社法上の公開会社とはいえない。
- C. 大会社は会計監査人を設置しなければならないことから、株式会社が期中に増資を行い、資本金が5億円以上になる場合には、直ちに会計監査人を設置する必要がある。
- D. 監査役会設置会社においては、監査役の半数以上は非常勤監査役でなければならない。
- E. 公開会社であるか否かを問わず、株式会社は、執行役員を選任することができる。

- ア. A、B
- イ. A、E
- ウ. B、C
- エ. C、D
- オ. D、E

問題7 株主総会の運営に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株主全員が株主総会の開催に同意して出席した場合でも、招集権者による招集がなされていないときには、当該株主総会における決議は、裁量棄却されない限り、招集の手續が法令に違反したものとして、株主総会の決議の取消しの訴えにより、取り消される。
- イ. 取締役会設置会社の定時株主総会において、剰余金の配当に関する議案が目的事項とされていないことについて不満のある株主は、株主総会の当日、会場において動議として当該議案を提案し、議場に諮ることができる。
- ウ. 取締役会設置会社においては、会社法上の取締役会の決議事項を、定款の定めにより、株主総会の決議事項とすることはできない。
- エ. 株主の全員が書面で同意の意思表示をした場合であっても、定時株主総会に対する事業報告の内容の報告を省略することはできないため、定時株主総会の開催が必要となる。
- オ. A株式会社がその子会社であるB株式会社と合併するにあたり、B株式会社の株主総会における合併契約承認議案について、A株式会社は特別利害関係者に該当するものの、当該議案について議決権を行使することができる。

問題8 株主総会の議長による以下の議事運営のうち、明らかに株主総会の決議取消事由となるものは、次のうちどれか。

- ア. 株主総会の議事に入る直前に巨大地震が発生し、株主の安全を確保するため、議場に諮った上で株主総会の延期を決定した。
- イ. 定款には取締役の人数が3名までと規定されているものの、4名の取締役を選任する旨の決議を行った。
- ウ. 株主である甲が不規則発言を繰り返し、議長の再三の注意と警告にも従わなかった。議長は自らの判断で甲に対して退場を命じた。
- エ. 株主である乙からの自社の営業秘密に関する質問について、説明することにより株主共同の利益に著しく害する内容であったことから、取締役は回答を控えた。
- オ. 株主である丙から株主総会の1週間前に事前の質問状が送付されたが、株主総会当日に丙から質問がなかったため、質問への回答をしなかった。

問題9 以下に示す取締役会の運営及び決議に関する記述において不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 会社法上認められている取締役会の決議の省略や、取締役会の報告の省略を利用すれば、取締役会を実際に開催するのは、株主総会の直後の年1回のみとすることも可能である。
- B. 取締役会においては、相手の状態を相互に確認しながら議論することが重要であることから、所定条件を満たしている場合、テレビ会議の方法で行うことはできるが、電話会議の方法を利用して行うことは許されない。
- C. 100%親子会社間で契約を締結する場合には、親会社側の契約署名者が、子会社の取締役を兼任していたとしても、子会社の取締役会において、利益相反取引の承認決議を行う必要はない。
- D. 取締役が競業他社の代表取締役になる場合、競業取引を承認する取締役会決議は、実務的には、包括的な形で決議されることが多い。
- E. 取締役会議事録には、会社法上は、「議事録作成者のみが署名又は記名押印すれば足りる」とされている。

- ア. A、B、C
- イ. A、B、E
- ウ. A、D、E
- エ. B、C、D
- オ. C、D、E

問題10 取締役の責任に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 取締役はその職務を行うにつき悪意又は過失があったときは、いかなる場合であっても、会社法上、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- イ. 取締役と会社の関係は委任に準ずることから、取締役は会社に対して善管注意義務を負う。
- ウ. 取締役が株主総会や取締役会の承認が必要であるにもかかわらず、当該承認を得ずに競業取引をしたときは、その取引によって取締役が得た利益の額が会社に生じた損害の額と推定される。
- エ. 利益相反取引のうち、自己のために直接取引をした取締役の責任は、任務を怠ったことがその取締役の責めに帰すことができない事由によるものであることをもって免れることができない。
- オ. 社外取締役以外の取締役の任務懈怠責任<sup>けたい</sup>について、その取締役が職務を行うにつき善意無重過失のときは、その責任を一定の範囲で免除する責任限定契約を締結できる旨を定款で定めることができる場合がある。

問題11 監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 監査等委員会設置会社には、監査役を置くことができる。
- イ. 指名委員会等設置会社において、執行役と取締役は兼務することができない。
- ウ. 指名委員会等設置会社において、執行役の任期は2年である。
- エ. 監査等委員会設置会社において、監査等委員である取締役は3人以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。
- オ. 指名委員会等設置会社において、執行役が複数いる場合には、代表執行役を選任することができるが、選任しなければならないものではない。

問題12 指名委員会等設置会社において、会社法上設置ができないものは、次のうちどれか。

- ア. 社外取締役
- イ. 監査役
- ウ. 会計監査人
- エ. 会計参与
- オ. 報酬委員会

問題13 株式会社の監査役に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 会計監査人設置会社であっても、定款により監査役の権限を会計監査に限定することができる。
- イ. 株式会社の監査役は、その子会社の使用人を兼ねることができる。
- ウ. 監査役は、同人を選任した株主総会又は種類株主総会の普通決議により解任され得る。
- エ. 取締役の法令・定款に違反する行為により株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監査役はその行為の差止めを当該取締役に対して請求することができる。
- オ. 監査役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べることはできない。

問題14 監査役及び会計監査人に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 取締役会設置会社において、監査役は株主総会で選任され、会計監査人は取締役会で選任される。
- イ. 公開会社において、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであり、会計監査人の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までである。
- ウ. 監査役及び会計監査人の報酬は、株主総会決議によって決定されなければならない。
- エ. 監査役及び会計監査人とも、定款の定めにより、株式会社との間で責任限定契約を締結することができる。
- オ. 監査役は取締役を兼任できないが、会計監査人は取締役を兼任することができる。

問題15 株式会社の資本金・準備金に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社が資本準備金の額を減少させて、その他資本剰余金に組み入れるためには、いかなる場合も債権者保護手続が必要である。
- イ. 株式会社において、資本金の額は定款の絶対的記載事項ではないが、登記事項である。
- ウ. 株式会社が剰余金の額を減少して資本金の額を増加するためには、株主総会の特別決議による必要がある。
- エ. 資本金の額の減少を無効とする判決が確定すると、資本金の額の減少は遡及的に効力を失う。
- オ. 株式会社が資本金の額を減少させる場合、資本金を300万円未満とすることはできない。



問題16 株式会社における募集株式の発行等に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社が法令・定款に違反する株式の発行を行う場合、株主は、これによって株主が不利益を受けるおそれがなくとも、その効力発生前に、株式会社に対してその株式の発行の差止を請求することができる。
- イ. 払込期間を定めた場合、募集株式の引受人は、出資を履行した後、払込期間の末日に募集株式の株主となる。
- ウ. 公開会社でない株式会社が第三者割当ての方法により募集株式の発行を行う場合において、株主総会の特別決議によりその委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社においては取締役会）に委任することができる。
- エ. 公開会社は、譲渡制限株式以外の株式を発行する場合で、払込金額が株式を引き受けるものに特に有利な金額であるときであっても、取締役会の決議により募集事項を定めることができる。
- オ. 公開会社でない株式会社において、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の発行等を行う場合、払込期日の2週間前までに、当該募集事項を公告するか、又は株主に対し通知することを要する。

問題17 自己株式の取得に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社が特定の株主との合意により自己株式を無償で取得する場合、株主総会決議は不要である。
- イ. 株式会社が株主との合意により自己株式を取得する場合、株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、取得の効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。
- ウ. 株式会社が株式交換により他の会社を完全子会社化するに際して、反対株主から株式買取請求を受けた場合、当該会社の分配可能額を超える場合であっても、この買取請求に応じて、当該反対株主から自己株式を取得することができる。
- エ. 株式会社であるA社が、他の株式会社であるB社を消滅会社として吸収合併することにより、B社が保有するA社の株式を承継する場合には、A社において自己株式の取得についての株主総会の決議を経る必要はない。
- オ. 株式会社が自己株式を取得した場合、取得した自己株式の数の分だけ、発行可能株式総数は増加する。

問題18 社債に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 取締役会設置会社においては、社債の募集事項は全て取締役会決議により定めなければならない。募集事項の全部又は一部の決定を取締役に対して委任することはできない。
- イ. 新株予約権付社債を発行する場合、募集事項は、新株予約権の発行を決定する機関が定めなければならない。
- ウ. 社債券を発行する旨の定めがある社債の譲渡は、当事者間の意思表示のみによって効力を生じる。
- エ. 株式会社は、社債を発行する場合には、いかなる場合も社債管理者を定めなければならない。
- オ. 社債権者集会において、当該社債の全部についてする支払の猶予を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上の議決権を有する議決権者が出席し、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

問題19 株式会社の解散及び清算に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社が解散すると、合併（当該株式会社が消滅する場合に限る。）又は破産手続開始の決定（当該破産手続が終了していない場合に限る。）により解散した場合を除き、清算の手続が開始される。
- イ. 清算株式会社においては、定款に別段の定めがある場合又は株主総会において清算人を選任した場合を除き、原則として、取締役全員が清算人となる。
- ウ. 清算人（清算人会設置会社では業務を執行する清算人）は、就任後遅滞なく清算株式会社となった日における清算株式会社の財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。
- エ. 清算人は、株主への残余財産の分配を行わなければならないが、残余財産の分配は、原則として、債務の弁済をした後でなければ行うことができない。
- オ. 清算手続において、会社財産の換価を行う場合には、必ず競売手続によらなければならない。

問題20 以下に示す<事例>に基づいた場合、株式会社A社と株式会社B社との関係に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

衣類の製造販売を業とするA社は、事業を拡大するため、同じく衣類の製造販売を業とするB社の株式を取得し、B社をA社の子会社とすることを検討している。B社株式は、東京証券取引所市場第一部に上場している。A社は現在、B社の株式を5%保有しており、公開買付けの方法によって、B社の株式の過半数を取得する予定である。

- ア. A社がB社の株式の過半数を市場外で取得する場合には、原則として、公開買付けの方法による必要がある。
- イ. A社とB社とが、事前に公開買付けに合意している場合、B社は、意見表明報告書において、A社の公開買付けに賛同する旨の意見を述べるのが通常である。
- ウ. A社が公開買付けによってB社の株式の100%を取得することを予定している場合には、B社は上場廃止となることから、当該公開買付けにB社が賛同する旨の意見を述べるにあたって、B社の株主総会の特別決議が必要となる。
- エ. A社の取締役が、その職務に関して公開買付けの事実を知ったときは、その事実が公表されるまで、原則として、B社の株式を市場で取得してはならない。
- オ. A社とB社とは競合関係にあるため、A社によるB社の株式の取得は、独禁法によって禁止されることがある。

問題21 デューディリジェンスの実務に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 対象会社より、必要な資料についてWEB上のバーチャル・データルームにおいて開示を行いたい旨の申出があった場合、買収者はよほどのことがない限り拒否すべきである。
- イ. 売主が真の株主であることを確認するためには、対象会社の株主名簿及び株券（株券発行会社の場合）の所在を調査すれば足りる。
- ウ. リーガル・デューディリジェンスによって契約書の存在が確認できなかった取引において、財務デューディリジェンスを行った財務部門から取引の存在を示す中間報告書が提出された。このような場合、取引の存否に関してはリーガル・デューディリジェンスの結果を重視し、取引は存在しないものと考えべきである。
- エ. リーガル・デューディリジェンスの過程において、不動産登記簿を調査中、対象会社の事業の要となる不動産が、対象会社名義ではないことが明らかとなった。このような場合、買収者の法務担当者は買収の検討を中止するようすぐに建議すべきである。
- オ. 追加のデューディリジェンスを実施する必要がある場合、基本合意書に記載されたデューディリジェンスの実施期間を超えることになっても、期間延長の上で、追加のデューディリジェンスを実施することがある。

問題22 敵対的買収に対抗するための直接的な手法と考えられていないものは、次のうちどれか。

- ア. 特定の者への第三者割当て増資
- イ. 取締役に対する高額な退職慰労金支給規定（ゴールデンパラシュート）
- ウ. 重要な資産（クラウンジュエル）の譲渡
- エ. 新株予約権の発行（ライツプラン）
- オ. 社外取締役の選任

問題23 M&Aの関係者に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. M&Aの遂行においては、社内の関係部署と必要に応じて十分に協業することが必要であるが、上場会社を買収するM&Aの場合など、情報管理が重要となり得る。
- イ. 買収資金を融資によって賄う場合など、M&Aにおいては、銀行等の金融機関と協議・交渉が必要となることがある。
- ウ. 対象会社の主たる事業が許認可業種である場合など、M&Aにおいては、対象会社の保有する許認可の監督官庁と協議が必要となることがある。
- エ. 日本企業同士のM&Aにおいて、海外の競争当局に対して届出が必要となることはない。
- オ. 上場会社を買収するM&Aの場合など、M&Aにおいては、金融商品取引所・財務局と協議が必要となることもある。

問題24 株式会社の組織再編の手法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 合併のうち、消滅会社の権利義務の全部を既存の他の会社に承継させる形態を吸収合併といい、消滅会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させる形態を新設合併という。
- イ. A社を承継会社、B社を分割会社とする吸収分割を行う場合、A社はB社に対して、分割対価としてA社株式以外の財産を交付することが可能である。
- ウ. A社が他の会社の完全子会社となる手法としては、株式交換や株式移転が考えられるが、株式交換ではA社は既存の会社の完全子会社となるのに対し、株式移転ではA社は新たに設立する会社の完全子会社となる。
- エ. 株式交換や株式移転は、債権者保護手続が不要な場合がある。
- オ. 株式移転を行う場合、株式移転の効力発生日後2週間以内に、新設会社の設立登記を行わなければならない。

問題25 上場会社である株式会社Aを存続会社、その完全子会社である株式会社Bを消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という。）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社Aにおいて、本件合併に係る債権者保護手続としての公告が行われないケースは、通常想定されない。
- イ. 株式会社Aの株主に、本件合併に係る反対株主の株式買取請求権が認められないケースは、通常想定されない。
- ウ. 株式会社Bの株主に、本件合併に係る反対株主の株式買取請求権が認められないケースは、通常想定されない。
- エ. 株式会社Aにおいて、本件合併に係る吸収合併契約の株主総会による承認が不要なケースは、通常想定されない。
- オ. 株式会社Bにおいて、本件合併に係る吸収合併契約の株主総会による承認が不要となるケースは、通常想定されない。

問題26 M&Aのプロセスに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. M&Aのプロセスにおいては、最終契約において、クロージングの前提条件が定められることは、およそ想定されない。
- イ. M&Aのプロセスにおいては、デューディリジェンスの実施よりも前に、法的拘束力のない予備的な合意を締結することは、およそ想定されない。
- ウ. M&Aのプロセスにおいては、秘密保持契約の締結よりも前に、デューディリジェンスが実施されることが通常である。
- エ. M&Aのプロセスにおいては、最終契約の締結より後にも、デューディリジェンスが実施されることがある。
- オ. M&Aのプロセスにおいては、最終契約の締結よりも前に、当該M&Aが対外的に公表されることは、およそ想定されない。

問題27 有価証券届出書に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式の発行について、有価証券届出書の提出が必要である場合、有価証券届出書が提出されたとしても、その効力が発生していない時点では勧誘行為を行うことができない。
- イ. ある会社が、その役員・従業員に対して、一定の要件を満たす新株予約権を発行する場合、有価証券届出書の提出は必要とならない。
- ウ. 有価証券の売出しの場合であっても、有価証券届出書の提出義務を負うのは、売出しをする者ではなく有価証券の発行者である。
- エ. 有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出せずに募集をした場合、当該募集をした者は課徴金納付命令及び刑罰の対象となり得る。
- オ. 発行価額の総額が1億円未満の募集の場合は、原則として、有価証券届出書の提出は不要である。

問題28 東京証券取引所市場第一部に株式を上場している会社のディスクロージャー制度に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 有価証券報告書の提出先は、証券取引所である。
- イ. 有価証券報告書を提出した場合は、四半期報告書を提出する必要はない。
- ウ. 四半期報告書は、原則として、各四半期終了後3ヵ月以内に提出する必要がある。
- エ. 臨時報告書は、提出すべき事由が発生した時から1ヵ月以内に提出する必要がある。
- オ. 有価証券報告書の提出と併せて、内部統制報告書を提出しなければならない。

問題29 東京証券取引所の本則市場への株券等の新規上場申請について、上場審査の対象事項として規定されていないものは、次のうちどれか。

- ア. 継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること（企業の継続性及び収益性）。
- イ. あらゆる危機に直面しても企業が存続できる財務基盤を確立していること（自己資本の充実）。
- ウ. 事業を公正かつ忠実に遂行していること（企業経営の健全性）。
- エ. コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること（企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性）。
- オ. 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること（企業内容等の開示の適正性）。

問題30 株式公開（新規上場）と上場廃止に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式公開を行うメリットとしては、資金調達の円滑化、経営の緊張感、透明性の向上、会社の知名度や社会的信用の増大に伴い、事業の拡大や人材確保が容易になること等が挙げられる。
- イ. 株式公開に伴うデメリットとして、敵対的買収を受けるリスクを負うことや、金商法や金融商品取引所の規程に基づくディスクロージャーが義務付けられ、管理コストが増大することが挙げられる。
- ウ. 上場会社は、上場廃止事由に該当する場合だけでなく、自主的に株式上場廃止申請を行うことができる場合がある。
- エ. 上場会社の提出した有価証券報告書等に虚偽記載が認められた場合には、当該上場会社は上場廃止となる場合がある。
- オ. 株式公開を目指すA社が、既に上場しているB社を法律上の存続会社として合併をすれば、A社としての上場審査手続を経ないで実質的に上場した場合と同じメリットを享受できることになる場合があるが、このような合併について、いずれの金融商品取引所においても特段の制約は設けられていない。

問題31 インサイダー取引規制に詳しい弁護士と上場会社である甲社の法務担当者とのディスカッションについて、不適切な発言をしている法務担当者は、次のうちどれか。

弁護士 : 甲社の従業員乙が、自社に関するインサイダー取引規制上の重要事実を知っているにもかかわらず、公表前に自社の株式を売買し、金融庁から課徴金を課せられました。甲社が再発防止策として今後対応すべき事項について、皆さんの意見を聞かせてください。

法務部員A : インサイダー取引規制の内容は複雑であり、役職員に対し定期的に研修を実施すべきだと思います。

法務部員B : 今後二度とインサイダー取引を発生させないという経営トップのメッセージを役職員に送ることも重要です。

法務部員C : インサイダー取引防止規程どおり運用がなされていたか確認する必要があります。

法務部員D : インサイダー取引規制上の重要事実は会社にとって極秘情報となることが多いので、情報管理を徹底することによって、公表前に弁護士を含む社外の人間に一切重要事実を伝達しないようにしなければなりません。

法務部員E : 役職員にインサイダー取引を行わない旨の誓約書を定期的に提出させ、インサイダー取引防止の意識を高めることも有効です。

- ア. 法務部員A
- イ. 法務部員B
- ウ. 法務部員C
- エ. 法務部員D
- オ. 法務部員E

問題32 インサイダー取引規制に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式を上場している会社の連結子会社として直近の有価証券報告書にその名称を記載される会社において、合併によらない解散が決定された場合、当該決定事実、当該連結子会社の規模にかかわらず、インサイダー取引規制上の「重要事実」に該当する。
- イ. 株式を上場している会社の役員X氏が、職務上重要事実を知った後、当該重要事実が未公表の間にX氏の家族名義で当該会社の株式を購入した場合には、インサイダー取引規制違反とはならない。
- ウ. 株式を上場している会社の重要事実を職務上知った当該会社の役員Y氏が、当該重要事実を知っている者との間で、当該上場会社の株式を、取引所金融商品市場又は店頭販売有価証券市場によらずに相対で売買する場合、原則として、インサイダー取引規制の適用除外となる。
- エ. 株式を上場しているある会社が自己を消滅会社とする吸収合併に関する交渉を行っていた場合、その実行について取締役会の決議を経ていない段階においては、会社法所定の決定権限のある業務執行機関における決定は存在しない以上、インサイダー取引規制上の「重要事実」には該当することはない。
- オ. 株式を上場しているある会社A社の従業員が、A社からストック・オプションの付与を受けた後、職務上重要事実を知り、当該重要事実が未公表の間に、そのストック・オプションを行使してA社の株式を取得した上で、当該株式を市場で売却したとしても、インサイダー取引規制違反にはならない。

問題33 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」において、内部統制の6つの基本的要素として具体的に挙げられていないものは、次のうちどれか。

- ア. 人材育成
- イ. 統制環境
- ウ. 情報と伝達
- エ. モニタリング（監視活動）
- オ. IT（情報技術）



問題34 特許法に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 特許権は第三者に移転することができるが、特許を受ける権利は移転することができない。
- B. 特許権は質権の目的とすることができるが、特許を受ける権利は質権の目的とすることができない。
- C. 特許権については、専用実施権を登録する制度も存在し、特許を受ける権利についても、仮専用実施権を登録する制度が存在する。
- D. 特許権を共有することはできるが、特許を受ける権利を共有することはできない。
- E. 特許権は特許登録原簿への設定登録により発生するが、特許を受ける権利は特許登録原簿への設定登録なしに発生する。

- ア. A、C
- イ. A、D
- ウ. B、D
- エ. B、E
- オ. C、E

問題35 特許権及び実用新案権侵害の警告と侵害訴訟への対応に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 特許権侵害訴訟は、知的財産に関する訴訟であることから、審判に関する訴訟と同様に、地方裁判所ではなく、知的財産高等裁判所に出訴する。
- イ. 特許権者及び実用新案権者は、侵害だと思われる第三者を発見した場合には、警告等の書面での通知を行ってから訴訟に及ぶことが通常推奨されるが、権利者が好めば何らの通知を相手にせずに、直ちに侵害訴訟を起し、権利を行使することも可能である。
- ウ. 特許権を侵害していた者であっても、成立している全ての特許権を知ることは事実上不可能なことから、その特許権を侵害している事実を知らない間の侵害行為について、不法行為による損害賠償責任を負うことはない。
- エ. 特許権の有効無効を争うためには無効審判という制度があるため、特許権侵害訴訟においてその特許自体の無効を主張して争うことはできない。
- オ. 知的財産高等裁判所は、仙台高等裁判所、札幌高等裁判所、名古屋高等裁判所、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の各高等裁判所の管轄には存在せず、東京高等裁判所の管轄である東京にしか存在しない。

問題36 著作物の利用に関する記述として著作権法上、Xの行為が、著作者の同意がない場合においても著作権侵害を構成しないものは、次のうちどれか。

- ア. Xは小学生用学校教科書の副教材用のテストを作成し販売しているところ、当該副教材用テストを作成するために、小学校1年生用国語科検定教科書に掲載された、Aが著作権を有する著作物を、問題作成に必要な範囲で複製した。
- イ. Xは絵画展を主催し開催しているところ、開催日時等が記載されている当該絵画展の入場券に、絵画展で展示されている、Bが著作権を有する絵画1点を複製掲載した。
- ウ. Xは営利企業であるところ、内部的に業務上利用するために、Cが発行する新聞に掲載された記事を複製した。
- エ. Xは地方公共団体であり、図書館法に規定する公立図書館であるX市立図書館を設置しているところ、X市立図書館の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表されたDの著作に係る単行本の一部の複製物を、当該利用者につき1部を提供した。
- オ. Xはノンフィクション作家であるところ、当該事件について過去にEが取材し出版した雑誌記事を、Xの著作物と明瞭に区別されない形で引用してある企業の巨額横領事件に関する著作物を創作し、これを出版した。

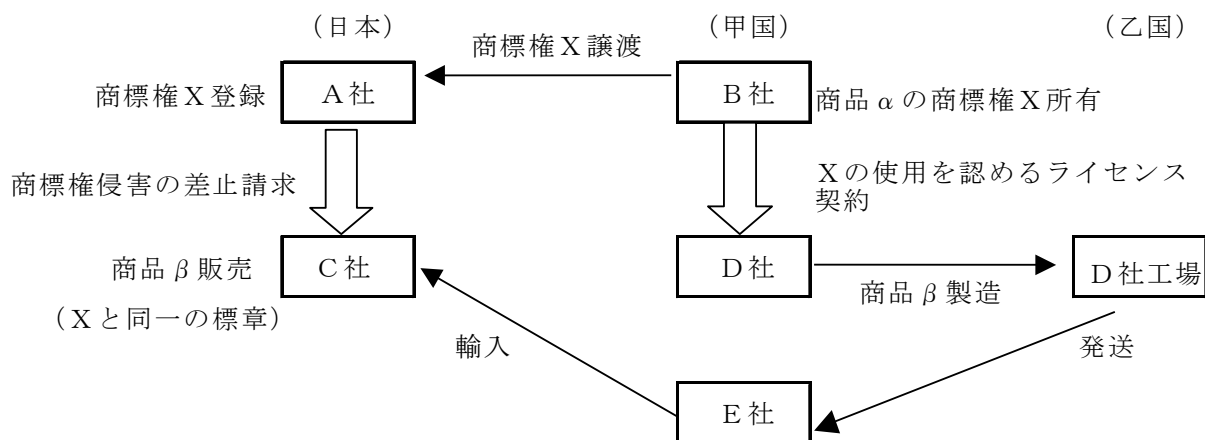
問題37 以下の〈事例〉に基づいた場合の記述として不適切なものは、次のうちどれか。

〈事例〉

A社は、日本及び世界100ヵ国において商品αに関する商標権Xを有する甲国企業B社より日本における商標権Xの譲渡を受け、日本国内において移転登録をして商標権Xの商標権者となっていた。他方、C社は、Xと同一の標章が付された商品βを輸入し日本国内で販売を開始したが、βは、甲国の法人D社が乙国にある自社工場に下請製造させ、甲国の法人E社を経由してC社が日本に輸入したものである。

B社とD社はXの使用を認める旨のライセンス契約を締結していたが、当該ライセンス契約ではD社が商品を製造できる地域が限定され、乙国は含まれていなかった。そこで、A社はC社に対して商標権侵害の差止請求を行った。

なお、商品α及び商品βはいずれもスニーカーである。



- ア. 「商品βがライセンス契約の使用許諾地域条項に違反したに過ぎないのであれば、商標権侵害の実質的違法性を欠く」との見解は、「A社のC社に対する請求は認められない」との見解と当然に矛盾しない。
- イ. 「商品βがライセンス契約の使用許諾地域条項に違反したに過ぎないのであれば、商標権侵害の実質的違法性を欠く」との見解は、「商標の類否は出所の誤認・混同を生じるおそれがあるか否かで判断すべきである」との見解と当然に矛盾しない。
- ウ. 「商品βがライセンス契約の使用許諾地域条項に違反した場合には、商標権侵害の実質的違法性を有する」との見解は、「A社のC社に対する請求は認められない」との見解と当然に矛盾しない。
- エ. 「ライセンス契約に違反して乙国で製造された商品βが、ライセンス契約の使用許諾地域条項に違反した場合には商標権侵害の実質的違法性を有する」との見解は、「当該商標が、外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により、適法に付されたものであることを要する」との見解と当然に矛盾しない。
- オ. 「商品βがライセンス契約の使用許諾地域条項に違反した場合には、商標権侵害の実質的違法性を有する」との見解は、「我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において、実質的に差異がないと評価されることを要する」との見解と当然に矛盾しない。

問題38 工業所有権の保護に関するパリ条約上の優先権に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. この条約の下では、同盟国民による同盟国への出願でなければ、優先権は発生しない。
- イ. この条約の下では、同盟国Aにおける正規の特許出願後に当該出願が取り下げられた場合、当該出願に係る特許について優先権は発生しない。
- ウ. この条約の下では、同盟国Aにおける特許出願日から12ヵ月以内に翻訳を完了し、他の同盟国での出願を行わなければ、優先権を主張することができない。
- エ. この条約の下では、同盟国Aにおける特許出願に基づく優先権を主張して、同盟国Bで実用新案登録出願を行う、というように、AとBとの間で異なる出願形式を取ることは原則的に禁じられている。
- オ. この条約の下では、同盟国Aにおける特許出願に基づく優先権主張を同盟国Bで申し立てる場合、同盟国Aの国名及び同盟国Aにおける出願年月日を記載した書面の提出を同盟国Bにおける特許出願と同時に行わなければ、優先権を主張することができない。

問題39 特許審判と審決取消訴訟に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 無効審判の係属中に、特許権者は訂正審判を請求することができる。
- イ. 拒絶査定に対しては、審決を経ずに裁判によってその判断を争うことができる。
- ウ. 特許を受ける権利が共有の場合に、その共有者の一人が、拒絶査定に納得できないときには、その一人だけでも拒絶査定に対する拒絶査定不服審判を請求することができる。
- エ. 特許の審判の種類は、拒絶査定不服審判、特許無効審判、延長登録無効審判、訂正審判以外に存在しない。
- オ. 無効審判の請求人は、審決が確定するまではいつでも当該審判を取り下げることができる。

問題40 解雇制限に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 労働者が業務上のケガにより休業した場合、使用者は、当該ケガの療養のための休業期間中及びその後30日間は、原則として、労働者を解雇できない。
- イ. 労働者が業務上のケガにより休業した場合であって当該ケガの療養のための休業期間が既に3年3ヵ月に及ぶが未だ治癒しない場合、使用者は、打切補償（平均賃金の1200日分）を支払うことにより、労働基準法上の解雇制限の適用を免れることができる。
- ウ. 労働者が通勤途中のケガにより休業した場合、当該ケガは全て、労働基準法上の解雇制限の対象となる業務上のケガに該当する。
- エ. 天災事変のために使用者において事業の継続が不可能になったときには、労働基準法上の要件を満たせば解雇できる場合がある。
- オ. 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利濫用として無効となる。